

令和7年度内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー行動計画

内閣官房・内閣府本府・内閣法制局

令和7年4月15日

内閣官房・内閣府本府及び内閣法制局（以下「内閣官房・内閣府等」という。）における行政事業レビュー（「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に定めるものをいい、以下「レビュー」という。）は、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定、令和7年3月31日改正）（以下「実施要領」という。）及びこの行動計画により実施するものとする。

1. レビューの取組体制

（1）行政事業レビュー推進チーム

内閣府大臣官房長を統括責任者とする行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を別紙1のとおり設置し、レビューの責任ある実施に取り組む。

チームは、事業と基金の点検等を行い、必要に応じて構成員以外の者にも意見を求めることができる。

（2）外部有識者の選任及び外部有識者会合

事業等の点検に当たり、外部の視点を活用するため、別紙2のとおり外部有識者を選任する。また、これらの外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合」（以下「外部有識者会合」という。）を設置する。

2. 事業の点検等

（1）レビューの対象事業

令和6年度中に実施した事業を対象とする（ただし、令和6年度の補正予算に計上等がなされ、何らかの事由により令和7年度に事業に着手したものについては翌年度に実施してもよい。）。また、令和7年度新規事業及び令和8年度新規要求事業についてもレビューシートを作成する。

内閣官房については、国の安全保障・危機管理上の重大な利益を損なわない範囲において対応する。

（2）点検等の進め方

本行動計画に定めるものの他、実施要領により、点検等を実施するものとする。

点検等にあたっては、内閣府大臣官房会計課長兼内閣官房内閣参事官（内閣総務官室会計担当）（以下「会計課長」という。）が、チームによる厳格な点検・指

摘が確実に実施されるよう、関係事業所管部局と調整を行う。

特に事業の効果検証を適切に実施するためには、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下、「EBPM」という。）の推進が、政策判断の精度を向上させ、自らの政策立案に資することを踏まえ、事業所管部局による行政事業レビューシートの記入を単なるルーティン化した「作業」とせず、政策立案や予算要求に当たっての「意思決定」の一環として、幹部・管理職がレビューシートの作成・活用や点検に実質的に関与することが極めて重要である。

事業所管部局は、これまでの政策立案の経験（政策立案や事業改善に当たって考えていること）を蓄積し、指標のモニタリング結果等に基づき、政策効果が出ているのかどうかを記載するとともに、外部有識者等との議論も踏まえた、次の一手（改善策）を記載する。これにより、「政策効果の発現経路と目標をロジカルに説明し、データに基づいて見直す」ことを明確にする。

チームに関する事務は、内閣府大臣官房会計課において処理する。

（３）外部有識者による点検

外部の視点を活用したレビューの実施のため、実施要領を踏まえ、１．（２）で選任した外部有識者による点検を実施する。

① 外部有識者による点検対象事業

チームは、外部有識者による点検の対象とする事業について、EBPM的観点及び政策評価との連携を考慮して、実施要領に基づき選定する。

また、選定された事業に対して、外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保する。

② 外部有識者による点検結果

EBPMの推進に向けた取組及び政策評価との連携の観点から、外部有識者のコメントについて、会計課長から内閣府本府EBPM推進チーム及び政策評価広報課長に報告を行うなど、情報の相互活用を推進する。

（４）公開プロセス

チームは、実施要領に基づき、外部有識者会合を活用して（３）①により選定した外部有識者による点検対象事業から公開プロセス対象事業を選定する。なお、対象事業には、３．（１）①の基金事業も含めることができる。公開プロセスは、本行動計画に定めるものの他、実施要領により実施する。公開プロセスにおいては、対象事業の担当課長等が説明者として出席する。

EBPMの推進に向けた取組及び政策評価との連携の観点から、公開プロセスにおける評価結果及び外部有識者のコメントについて、会計課長から内閣府本府EBPM推進チーム及び政策評価広報課長に報告を行うなど、情報の相互活用を推進する。

(5) チームによる点検等

チームは、外部有識者による点検結果を踏まえつつ、E B P Mの手法等を活用して、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、効率性、有効性の観点から、事業全体について点検・改善につなげるとともに、事業改善を促すため、優れた取組を優良事業改善事例として選定し、表彰することを通じて事業所管部局に普及させていくものとする。

3. 基金の点検等

本行動計画に定めるものの他、実施要領により、点検等を実施するものとする。

チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、内閣府大臣官房企画調整課は、内閣府大臣官房会計課及び関係事業所管部局並びに内閣官房行政改革推進本部事務局と基金の点検等に関して下記（１）から（３）の事項等について連絡及び調整を行う。

各部局においては、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）について、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、厳格な点検を行う。また、国からの出資により事業を実施している場合には、執行状況を分かりやすい形で公表する。

(1) 基金シートについて

① 基金シートの作成、公表

基金のうち、独法・公益法人等に造成された基金について、基金の造成に充てられた資金を予算計上した部局が、基金シートを作成し、公表する。対象は、実施要領に規定の条件に該当する基金事業とし、令和７年度に開始したもの（開始予定のものを含む。）も含む。

② 基金所管部局による点検

基金所管部局は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）及び「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和5年12月20日行政改革推進会議決定）を踏まえ、基金の厳格な点検を行い、その結果を基金シートに分かりやすく入力するとともに、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行うものとする。

③ 外部有識者による点検

外部性を確保し客観的かつ具体的で厳格な検証を行うことを目的に、1.（2）で選任した外部有識者による点検を実施する。

④ チームによる点検

チームは、外部有識者による点検結果も踏まえつつ、基金所管部局の指導を行い、基金事業全体について見直し・改善につなげる。

(2) 地方公共団体等保有基金執行状況表について

地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、その造成に充てられた資金を予算計上した部局が、地方公共団体等保有基金執行状況表を作成し、公表する。対象は、実施要領に規定の条件に該当する基金事業とし、令和7年度に開始したもの（開始予定のものを含む。）も含む。

その際、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ
3. (1) ②を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促す。

(3) 出資状況表の作成・公表等

国から出資を受けた法人等を所管する部局が出資状況表の作成・公表を行う。また、複数の府省により同一の法人等を共管している場合は、内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表を公表する。

4. 今後のスケジュール

5月中旬	外部有識者会合 公開プロセス対象事業の選定
6月中下旬	公開プロセスの実施
7月	外部有識者によるレビューシートの点検 レビューの結果を概算要求に反映
9月上旬	レビューシートの公表 (令和6年度事業及び令和7年度新規事業) レビュー結果の概算要求への反映状況の公表 令和8年度新規要求事業に係るレビューシートの公表
9月中旬	基金シート、 地方公共団体等保有基金執行状況表及び出資状況表の公表

(別紙 1)

行政事業レビュー推進チーム

統括責任者	内閣府大臣官房長
副統括責任者	内閣府大臣官房政策立案総括審議官 内閣官房内閣総務官室内閣参事官（会計担当） 内閣府大臣官房会計課長 内閣府大臣官房企画調整課長 内閣府大臣官房政策評価広報課長
メンバー	内閣府大臣官房総務課長 内閣府大臣官房人事課長 沖縄総合事務局総務部長 内閣官房内閣総務官室内閣参事官 内閣法制局長官総務室会計課長
実務者	内閣官房内閣総務官室参事官補佐（会計担当） 内閣府大臣官房会計課課長補佐（予算総括担当） 内閣府大臣官房企画調整課課長補佐（総括担当） 内閣府大臣官房政策評価広報課課長補佐（政策評価担当） 内閣府大臣官房総務課課長補佐（審査担当） 内閣府大臣官房人事課課長補佐（企画担当） 内閣府大臣官房人事課課長補佐（任用担当） 内閣官房内閣総務官室参事官補佐（調整担当） 内閣法制局長官総務室会計課課長補佐

(別紙 2)

外部有識者

大屋 雄裕 慶応義塾大学法学部教授

周藤 晴子 株式会社 J R 東日本マネジメントサービス代表取締役社長

長岡 美奈 公認会計士

南島 和久 (取りまとめ役) 龍谷大学政策学部教授

(敬称略)